

1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月20日（火）午前10時～10時31分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 内山 信行、江本 政彦、縄田 加奈江、
村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（13人）
4. 欠席委員 上田 直樹、正司 浩幸、河崎 貫一郎、野村 文雄、
富永 茂巳・・・（5人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について

第3 報告事項
報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
報告第2号 令和8年度宇部市農業施策に関する要望書について（回答）
6. 事務局 富田局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、1月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 本日、久村局長は他の公務により欠席です。
それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は13人です。
欠席は5名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第4号までの付議事項22件及び報告事項2件
となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中13人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページ、3ページの東岐波地区の議案、35番、36番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区としては問題ありません。
では採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、35番、36番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、7ページの旧市地区の議案、37番、38番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、37番、38番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから14ページまでの東岐波地区の議案、94番から96番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、94番、95番の転用目的が太陽光発電施設となっておりますが、自治会長、水利組合および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ございません。

では採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、94番から96番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから22ページまでの西岐波地区の議案、97番から100番まで4件あります。訂正表にありますとおり、100番に訂正があります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、97番から99番までの転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長、所在する水利組合および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、97番から100番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページ、25ページの旧市地区の議案、101番、102番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、101番、102番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページの厚南地区の議案、103番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、103番は、許可します。

大草委員： 昨年度、太陽光発電事業に係る農地転用許可申請の要領を制定して対応してこられてると思います。その「アセスメント」、要は検証して、このままで良いのか、次からはこうした方が良いとか、いろいろあると思います。これをやり始めてどんなところが良いか、どんなところが足りないのか、そういう考察とかありますか。

議 長： 私の所見で宜しいでしょうか。

大草委員： 事務局の方でこれは広めた方が良いという事があれば、私は宣伝して回りますけれど。

議 長： 事務局、説明、良いですか。

事務局： はい。太陽光発電施設の設置要領を制定後、良い面、悪い面という事ですが、先ず良い面は申請の要件が厳しくなっています。特に「誓約書」です。業者が要領に従ってきちんと太陽光発電施設を設置する、またその後のメンテナンスについてもきちんと管理をする等の「誓約書」の添付を義務付けしておりますので、非常に厳しいという感じで捉えられているものと思われます。また、簡単な考えで申請を出されるものではない事が認識されています。また、自治会長、水利組

合長、また近隣住民への説明を規定していますので、事業実施することが地域住民に周知されているものと思っております。

問題点としては、誓約書があるにしても、設置した後、草刈りとかそういったメンテナンスの管理がきちんとなされていない事が挙げられます。市議会の質問でも出ております。市の答弁では、環境政策課にこういった苦情の案件があった時は、農業委員会にも情報提供をして適正な管理につなげる、という内容です。維持管理において草刈等がなされていない、という事が問題となっております。以上です。

議 長： まだこの要領が制定されて1年でございますので、ちょっとお時間を頂いて状況を見たいな、と思っております。業者さんからの話によると宇部市は「厳しい」と言うご意見を頂いております。私のところに来て文句言われる方もいらっしゃいます。

『あなたたちがまともにやっていないから、正規な事に戻しただけの事で決して厳しい状態にしている訳ではない。あなたたちが基準を緩めているから、対応せざるを得ない。』という風な説明をさせていただいております。

実際に●●●●、この前おいでになって『どうにかなりませんか。』と言われて、『ならん。』と回答しました。

●●●●は、太陽光発電を設置して、その施設込みで土地を全部売られ第三者に渡りますので、申請においては非常に厳しい状況と思います。だからこの頃●●●●、宇部市の申請は少ないですね。

とにかく太陽光発電の案件はだいぶ減っています。だから少し様子を見ないといけないのではないかと私個人的には思っております。最終的に守らない場合は、撤去命令を出すしかないかなあとと思います。これは裁判沙汰になるからあまりやりたくないのですが、いざとなればやるかと腹を決めていますので、委員皆様のご協力の程、宜しく申し上げます。

大草委員： 今回の業者の状況を聞いて、非常に前に進んでいると私は思います。

例えば宇部市は「難しいぞ」となったら、●●●●の●●●●や●●●●、そういうところにも宇部市が経験した苦い経験などいろいろあると思いますので、それを伝えたらいいと思います。山口県全体で考えた場合、良い所はどんどん私も伝えたいと思います。『●●●●もやってみたら良いよ』とか。

良いところは継続して、困ったところは考え改善して、どんどん良くなっていくのではないかと思っております。

議 長： はい。ありがとうございます。今のところ●●●●の●●●●から相談を受けております。『最初に●●●●が許可したため、不許可の選択が困難となった。最初にボタンをかけ間違えているから、どうしようもない。』などの説明をした。

また、●●●●が宇部市と同じ方法で走ろうとしています。先日、●●●●の●●●●さんから呼び出されて、

『どうすればよいのか。』と相談されて、

『知らない。私は宇部市の委員だから●●●●の事まで口出せない。』で回答しました。

特に宇部方式を真似したいという委員会は、●●●●、●●●●、●●●●。この辺のところは宇部と同じような方式を取りたい、というような考えがあります。また、今月の27日に●●●●がおいでになられます。多分この辺の所が問題になると思います。聞いた話によると●●●●が●●●●にかなりせめよるようで、ちょっと困っている様な雰囲気です。まあ、宇部市は太陽光に関しては、業者さんには評判悪いです。しかし今までの状態はやりっぱなしで管理をしていない状況でどうしようもない。

農業委員会が許可を下した後については農地から外れる為、我々としては口出しはできない。要は近隣の耕作者に迷惑が掛かるような状態になれば困る。今までの持ち主であれば、近所の方ですので、『草を刈ってくださいよ。』と容易に話ができるけども、業者に対しては指導しても、『草刈をやりますからちょっとお時間下さい。』と言いつけられる。

その為に「誓約書」というのをに入れていただいておりますので、水路の除草関係は私どもが言える体制にしています。

後については環境政策課の方でばっちり絞っていただきたいと思います。ただ環境政策課も問題が起きたら動くという形のようなようです。環境政策課は職員が不足しているため、農業委員会委員の皆様にはパトロールをしてお願いするかもしれません。目に付いたらその環境政策課に進言していただきたい。

大草委員： 実はですね、私の故郷が●●●●。●●●●って行って有名どころです。でもその田んぼが私が帰る度に太陽光になっているんです。あれって感じ。

『お隣のコシヒカリの水田が太陽光になっちゃった。』って言ってたら、ご近所の同級生が『これ困るんよ。誰もおらんけ気が付いていない。』と。

『いやいや。●●●●から「太陽光施設をやります。」とか話があるでしょう。ポスティングでもいいですわね。』と言ったら、

『いや、住民への説明は無い。こないだ●●●●に「なんて事やったんだ。」と言うたら、「すみません。すみません。もうやってしまいました。」で終わった。』と言っていました。

『宇部市はこうなっているよと。●●●●にちゃんと言って。そうすると宇部市方式が参考になるかもしれないから、相談してみなさいや。』という事を、2人か3人に言いました。それで、多分●●●●さんが相談されに行かれたんでしょうかね。●●●●は本当に可哀想なんです。田んぼが全部太陽光。●●●●を通ったら多分分かります。ある所を過ぎると綺麗な田園が全部太陽光です。宇宙ステーションの様です。それを私が言いましたので事が進むのかなと思います。ありがとうございました。

議長： ●●●●の方も、今農業委員会の運営そのものがどういう方針でやっているか私も分かりませんが、今の●●●●の●●●●が『しもうた。』、『遅いや。』と言っていました。まあいったんボタンを掛け違えると、どうしても修正

できませんのでね。最初にきちんとしておかないと。結構、宇部方式は評判が良いみたいです。しかし、地主さんの気持ちも分からんでもない。若い者はおらんに、皆に迷惑をかけるから土地の守をしてもらわないとしかたないため、しょうがないかなあと思います。買った業者が管理をしないという事になると尚悪い。

まあ、今後改善していきますのでちょっと様子を見させてください。

議 長： 次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は29ページから42ページの議案、63番から69番までの7件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください

63番、大字東岐波です。耕作放棄され灌木、カズラ等が繁茂し、現在に至っています。

64番、大字川上です。耕作放棄され雑草や灌木が繁茂し、現在に至っています。

65番、大字小串および藤曲です。耕作放棄され雑草や灌木が繁茂し、現在に至っています。

66番、大字東須恵です。居宅および進入路として利用され、現在に至っています。

67番、大字東須恵です。アパート跡地を駐車場として利用し、現在に至っています。

68番、大字山中です。耕作放棄され山林化し、現在に至っています。

69番、大字船木です。市道および新幹線用地として売却した土地の残地で、荒廃し、現在に至っています。

以上です

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は43ページから48ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。

【厚東】、【小野】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長 : 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 : 総会報告事案は2件です。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は49ページ、50ページです。認定電気通信事業者が中継施設の敷地に供するための転用は、転用許可不要とされています。この度、東岐波地区および西岐波地区内で携帯電話の無線基地局設置の届出があり、担当地区で協議した結果、異議なし回答を行った旨の報告です。
次に、報告第2号、議案書は51ページから55ページまでです。令和7年10月に農業施策に関する要望書を市へ提出し、その回答がありましたことを報告するものです。
以上です。

議 長 : ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長 : すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、1月定例総会を閉会します。

(終了時間 10 : 31)